

## 高知海区漁業調整委員会指示第19号

高知港丸山台周辺海域におけるしじみ採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき昭和58年7月14日次のとおり指示した。

なお、昭和57年9月10日付けで行った高知海区漁業調整委員会指示第18号は、昭和58年7月14日に取り消した。

昭和58年7月26日

高知海区漁業調整委員会会長 浜吉 丑吉

### 1 制限海域

#### 点の位置

基点甲 高知市弘化台西側岩壁北端測点

基点乙 高知市萩町岩壁北綱取り測点

基点丙 高知市南新田町23番地先の護岸上部測点

基点丁 高知市新田町136番地先の護岸上部測点

基点戊 高知市中ノ島2番77番地の護岸上部測点

ア 甲から乙を見通した線から左に4度24分の線と乙から甲を見通した線から右に13度8分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に23度8分の線と乙から甲を見通した線から右に31度50分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に107度4分の線と乙から甲を見通した線から左に17度11分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に111度56分の線と乙から甲を見通した線から左に34度4分の線との交点

#### 区域

丙ア、アイ、イウ、ウエ及び丁戊の5直線と丙丁及び戊エ間の海岸により囲まれた海域

### 2 制限海域におけるしじみ採捕の制限等

#### (1) 殻長制限

殻長15ミリメートル以下のしじみは、採捕してはならない。

#### (2) 採捕者

高知市漁業協同組合員

#### (3) 自主調整事項の遵守

水産資源保護上高知市漁業協同組合が関係者と協議の上しじみ採捕に関する制限を行った場合は、採捕者は、これを遵守しなければならない。